

核燃サイクル温存を断念し、原発再稼働の中止を求める意見書（案）

2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の大事故から5年以上が経過したが、事故炉の終息は未だ先が見えず、被災者・避難者の救済、汚染水問題、廃棄物問題など課題は何一つ解決されていない。

そうした中、国は昨年九州電力川内原発1号機・2号機を、さらに本年は関西電力高浜3・4号機を相次いで再稼働させた。高浜原発は天津地裁運転差し止め仮処分決定により停止したが、日奈久断層帯のすぐ南に位置している川内原発は4月14日以来の連続的地震の中でも運転を継続している。

また、伊方原発は中央構造線の断層帯に立地し、住民の安全を無視した避難計画策定の杜撰さも指摘されており、再稼働を強行することは許されない。

更に国は、5月10日「再処理等拠出金法」を成立させ、「核燃料サイクル」温存の方向を固めている。しかし、「核燃サイクル」の要としての「六ヶ所再処理工場」はガラス固化プロセスの不調から実に23回もの完成延期がなされている。もう一方の要である「高速増殖炉もんじゅ」にも既に1兆円以上投じられたが停止したまま稼働実績はなく、維持費のみで年間200億円もかかっている。運営管理の杜撰さを原子力規制委員会から指摘され、抜本的見直しの勧告もなされている。高レベル廃棄物の最終処分の見通しも皆無である。

福島原発事故後の経過を見れば、原発なしでの電力供給に問題がないことは明白である。地震大国日本で原発再稼働を強行し、実現性もなく常に深刻な危険性がつきまとう「核燃サイクル」に固執する理由もない。よって、下記の事項への対応を強く求めるものである。

記

1. 九州電力川内原発1号機・2号機を即座に運転停止とすること。
2. 現在検討中のあらゆる原発の再稼働を行わせないこと。
3. 六ヶ所再処理工場建設の中止、高速増殖炉もんじゅの廃炉を速やかに決定すること。
4. 「核燃料サイクル」構想からの完全撤退と、真に持続可能なエネルギー政策への転換を速やかに図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣あて